

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件八件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

告 示

福島県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 耶麻郡北塩原村大字大塩字下藁打場三〇八の二
 - 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 立木の伐採の限度
 - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 耶麻郡北塩原村大字檜原字東鉢山一一〇五
保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 立木の伐採の限度
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 耶麻郡北塩原村大字檜原字高曾根山一一二四
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 立木の伐採の限度
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 耶麻郡北塩原村大字檜原字中津川山一一〇一の二、一一〇一の二
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 耶麻郡北塩原村大字大塩字高曾根八五二八の五二から八五二八の五八まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 耶麻郡北塩原村大字大塩字松倉七五三一
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 耶麻郡北塩原村大字檜原字荒狩沢山一〇八七の一
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 大沼郡金山町大字小栗山字上村一九七三の五・字鳥屋一五七〇の一・一六〇の一・一六〇の二、字四十菊一六〇二・一六〇三・一七三九の三（以上七筆国有林）、字五十菊一七七・字上村一九七三の二から一九七三の四まで、字四十菊一七三九の一
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 大沼郡金山町大字大志字家ノ向九六三の二
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字大塩字西部四三〇五から四三二一〇まで、五三三三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字滝沢字平大山二四九三の四、二五四二の一、二五四二の二、二五四二の四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字八町字岩尾一〇三六の一、一〇三六の二、一〇三六の四、一〇三六の五、一〇三六の一二から一〇三六の一五まで、一〇四五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字小栗山字後ノ沢一〇一、一〇二、一〇三の六、字赤岩一四八の一、一四八の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字山入字鯉立向山二六一五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字小栗山字上ノ山一一五九、大字八町字山久保一七四の四、一七四の九、二一一の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字八町字居平六二七、六二九、六三五、六三六の一、六五二、六五四、六六五、六七三、六七四の一、六七九の一、六七九の三から六七九の五まで、字横井戸一二九八から一三〇〇まで、一三〇一の一、一三〇二の一、一三〇三の二、一三〇四の一、一三〇五、一三〇六の二、一三〇八の二、一三〇九の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字本名字小坂二三一五、二三一七、二三二一、二三二二の二、五〇八一、五〇八三の一、五〇八三の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡泉崎村大字泉崎字大沢山一の一(次の図に示す部分に限る。)、一の三、一の五、一の七

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、泉崎村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡泉崎村大字泉崎字三十ヶ入山三、字鳥峠前山一の一、一の二、字鹿ヶ入山三、字新林一、字大沢山一の一、一の八、二の一から三の三まで、三、四、字足駄作一の一から一の七まで、字鳥峠一の一、字枇杷作二の三、二の四、二の九

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、泉崎村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び泉崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

会津若松市大字芦牧字峠五一、五二二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字芦牧字高松一二〇九の二から一二〇九の七まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字芦牧字横手山一二四六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字芦牧字滝ノ下一二六八の八・一二六八の九（以上二筆国有林）、一二六八の二から一二六八の七まで、字寺尾二二二二二二二二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字大川字房原乙二八九七の一、乙二八九八の一、乙二八九九の一、乙二九〇〇の一、乙二九〇一の一、乙二九〇二の一、乙二九〇三の一、乙二九〇四の一、乙二九〇五の一、乙二九〇六の一、乙二九〇七の一、乙二九〇七の四から乙二九〇七の六まで、乙二九一八の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字大川字野馬平甲五六九の一七・甲五六九の二五（以上二筆国有林）、甲五六九の一、甲五六九の二、甲五六九の一、甲五六九の一三、甲五六九の一六、甲五六九の一八から甲五六九の二四まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字大川字赤根沢甲八二四の一、甲八二四の四

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字上三寄字中丸甲二四〇一、甲二四〇二、甲二四〇三の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字上三寄字古堤甲二三一一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市大戸町大字高川字平石甲七四の一、甲七四の五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第二百二十九号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年三月二十七日
- 福島県知事 内堀 雅雄
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市小野字北沢一六の一、一六の二、字天明二八、四八の一から四八の一〇まで、五〇の一から五〇の四まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市初野字羽黒四七、字内沢二六、二七、三〇、三一、三四の一から三四の五まで、三五から三七まで、三八の三、三八の一七から三八の五一まで、三八の七六から三八の七八まで、三八の八〇、三八の八四
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字西方字中ノ内四一の一・四一四の三・四一四の四（以上三筆国有林）、四一四の一、四一四の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字西方字向山二六三の二、四一一の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡三春町大字滝字久保三三二の一・三三三の一・三三三の二・三三三の三・三三八の一・三三九の一・三四一の一・三四二の一・三四三の一（以上九筆国有林）

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡三春町大字斎藤字大日向二五五から二五七まで、二五九から二六一まで、二六三、二六八の一、二七〇

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字棚倉字堀川一五の二、一五の三、一五の八、一五の一

〇七

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堀川一五の二二、一五の三三
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字棚倉字堀川一五の四一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字仁公儀字ソナ地一七五の四〇
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字漆草字西平三四七の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字八槻字八ツ脇二八の二・二九（以上二筆国有林）、二八の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字上手沢字地割八一の一、八一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字寺山字防ノ内一七二、字豊岡二七一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字北山本字檜沢一の一、一の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字檜沢一の一
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字北山本字入小屋一の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字流字東山一の七一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)
- 福島県告示第百三十二号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年三月二十七日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡鮫川村大字渡瀬字越虫八五の一、八五の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡鮫川村大字渡瀬字大戸中三五三の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字赤坂西野字塩倉一二八の三、一二八の四

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、鮫川村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字西山字赤柴二〇〇、二〇一

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、鮫川村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字富田字八斗時一二三の一

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、鮫川村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

阿久津一郎 阿久津義久 阿久津義春 遠藤栄吉 塩田寅雄 皆川浩 皆川房義

皆川利男 皆川理作 五十嵐猛 小椋新平 小椋千代美 星キセ子 星サキ 星トミ

ノ 星延雄 星喜美雄 星久雄 星健作 星健作 星佐一郎 星松男 星政司 星正

徳 星善三 星猪重 星長四郎 星藤吉 星平四郎 星平八 星芳次郎 星力 星和

子 星惠七 星清三 齐藤貞雄 湯田ミサヲ 湯田甚平 湯田福一 平野栄次 平野

啓三郎 平野勝三郎 平野松治 平野太四郎 平野武次 平野萬右工門 芳賀沼晴

阿部勇 阿部勇 金井齋 穴沢ヨシ 児山幸男 児山重兵衛 杉原庄次郎 杉原庄之

輔 杉原清子 星栄一 星加名伊 星加名伊 星亀美 星金良 星健一 星治良 星

勝美 星捷一 星正治 星正美 星百代 星榮一 大竹正 大竹財助 大竹晴治 大

竹良雄 中村剛 中村富一 仲島スエ子 猪股清一 渡邊英 渡邊田鶴 湯田イセ

邊見仁一 邊見善一 君島操 君島禎二 君島弥七 君島留五郎 君島彌七 山内弘

吉 山内作美 室井廣 室井ウメ 室井善吉 室井哲之輔 室井篤子 室井武夫 室

井平藏 室井和昭 室井徳太郎 室井徳平 星丑之助 星亨 星和三郎 渡部力夫

芳賀茂 芳賀茂 芳賀恒吉 芳賀勝美 芳賀惣吉 鈴木金太郎 鈴木五郎八 鈴木秀

雄 鈴木藤四郎 鈴木西藏 鈴木兵吾 鈴木雄四郎 鈴木良吉 芳賀マツヨ 高山和

弘 星関男 芳賀栄子 芳賀常定

二 通知の内容の要旨

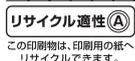
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和八年福島県告示第五十八号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

(森林保全課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷